

平成 24 年度第 3 回 広島地方労働審議会 議事録

1 日 時 平成 25 年 3 月 18 日 (月) 15 時 00 分～16 時 50 分

2 場 所 広島合同庁舎 4 号館 2 階 11 号会議室

3 出席者

[委員]

公益代表委員 上田委員、江種委員、河原委員、酒井委員、寺本委員

労働者代表委員 池田委員、石井委員、沖田委員、児玉委員、平上委員、宮崎委員

使用者代表委員 川妻委員、小林委員、五寶委員、田中委員、為廣委員、中野委員

[労働局]

水野労働局長、稲原総務部長、古屋労働基準部長、

林職業安定部長、橋本雇用均等室長

藤原総務課長、船本企画室長、渡川労働保険徴収課長、小笠原監督課長、

檀上健康安全課長、齋藤賃金室長、福井労災補償課長、白浜職業安定課長、

平岡職業対策課長、山根需給調整事業課長、片岡求職者支援室長、大西主任監察官、

福原地方労働市場情報官、桑原雇用均等室長補佐、濱田企画室長補佐、

神鳥労働紛争調整官

4 議題

- (1) 広島地方労働審議会家内労働部会及び労働災害防止部会の委員指名について
- (2) 平成 25 年度広島労働局行政運営方針 (案) について
- (3) 広島県最低工賃の改正等について
- (4) その他

平成 24 年度第 3 回広島地方労働審議会議事録

○司会

定刻より少し早いのですが、事前に出席できる委員の方がお集まりいただきましたので、ただ今より平成 24 年度第 3 回広島地方労働審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます総務部企画室の船本でございます。会長の議事進行までの間、私の方で司会を勤めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、本日の審議会の出席者数についてご報告させていただきます。

現在、公益代表委員の方が 5 名、労働者代表委員の方が 6 名、使用者代表委員が 6 名、合計 17 名のご出席をいただいております。

18 名の委員のうち 3 分の 2 以上の委員が出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は、地方労働審議会運営規程第 5 条の規程によりまして、原則として公開することとなっております。従いまして議事録につきましても、情報公開の対象となりますので、併せて御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たり、広島労働局の局長水野からご挨拶を申し上げます。

○局長

ただ今ご紹介いただきました広島労働局の水野でございます。

本日は今年度第 3 回目の審議会ということで、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中こうしてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、本日お集まりの皆様方には、日ごろより私ども広島労働局の業務運営に当たりましては様々なご支援ご協力をいただいているわけございまして、そのことにつきましてもこの場をお借りしまして重ねてお礼申し上げたいと思っております。

以前も申し上げたわけでございますけれども、この広島労働局としての業務運営に当たりましては、労働行政の 3 つの分野、3 つの分野というのは労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政という 3 つの行政でございますけれども、それぞれについて新しい年度が始まる前に行政運営方針というものを作って、それに基づいてできるだけ計画的に業務を進めるということにさせていただいているわけでございます。

そういうことで、そろそろ来年度の行政運営方針を作る時期になっておるわけございまして、本日は来年度の行政運営方針（案）について、ご審議をいただきたいと思っております。

行政運営方針を作るにあたりましては、今回から少し方針を変えまして、できるだけ広島らしさを出すために、全国共通の事項というのはなるべく簡単にしまして、広島の労働行政における課題とそれに対する対応ということにポイントを絞って、書くようにしたつもりでございます。

それから広島労働行政の課題ということにつきましては、今年度の業務運営の実施状況を振り返りまして、うまくいった点と、うまくいかなかった点を明らかにして、うまくいかなかった点については、なぜうまくいかなかったのかその原因をよく分析をして、必要

な改善策を盛り込むようにしたつもりでございます。

本日、お示しをした案につきましては、分量的には昨年のもよりも少し少なくなっているわけでございますけれども、その分、分析や記述が十分ではないところも色々あるのではないかと考えております。

そういう点については、本日出席いただきました皆様方のご意見を十分踏まえまして、よりよいものにしていきたいと考えております。

いずれにしましても、この行政運営方針に基づきまして、来年度の広島労働行政が進んでいくこととなりますので、本日は是非活発なご意見をいただければと思っております。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

ご紹介を申し遅れておりました。すみません。公益委員の横田委員でございますが、少し遅れるとの連絡をいただいておりますが、さきほど連絡が入りまして、本日は所用で欠席させていただくとの連絡をいただきました。

それでは次に、新しく委員に就任いただいた方のご紹介をさせていただきます。労働者代表委員で、伊丹幸雄委員が辞任されまして、三菱重工労働組合広島支部執行委員長沖田委員にご就任いただいております。沖田委員一言お願いいたします。

○沖田委員

三菱重工労組で執行委員長を仰せつかっております沖田でございます。玉突きで、伊丹委員が退任されて、そのまま石井委員がスライドされて、石井委員の後任ということで、同じ基幹労連から選出されております沖田でございます。よろしく願いいたします。

○司会

すみません。司会がまずいですねえ。伊丹前会長が辞任されて、前回から石井委員に、連合会長ということで出席いただいております。どうでしょう石井委員一言いただけますか。

○石井委員

もう結構でございます。

○司会

私ども事務局の出席者でございますが、時間の関係上、お手元にお配りしております、出席表、配席表をもって紹介にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして本日お配りさせていただいた資料、あるいは事前にお送りいたしました資料について確認をよろしく願いいたします。

本日机の上に置かしていただきました資料ですが、平成24年度第3回広島地方労働審議会ということで、後ろの方に出席者名簿、配席表等をクリップで止めさせていただいて

おります。事前にこちらから送付させていただきました資料ですが、労働局の主要重点施策を資料No.1 から 4 まで送らせていただいております。あわせて平成 25 年度広島労働局運営方針案、最低賃金に係ります広島県における家内労働の現状ということで、事前に送付させていただいておりますので、今日お持ちいただいている、印刷が悪いということがありましたら事務局に用意しておりますので、よろしいでしょうか。資料のほうは。

それでは特にないようなので、ここからの司会・進行は上田会長にお願いしたいと思っております。それでは上田会長お願いいたします。

○上田会長

皆様、本日はお忙しいところ、かけつけてくださってありがとうございます。

世の中のニュースをみると、今日、昨日もですがこの 1 週間 T P P ばかりで、その嵐で今朝も天気が悪くなってしまいました。午後から少しいい天気になったので、ああいう嵐というのは、去っていくのだなというふうに思いました。その中でも江田島の事件が全国区で出ましたので、そのことについてちょっと私たちも関係あるなど一生懸命見ていました。労働力の問題というのが非常に問題になっております。少子化という問題と同時に、女性をうまく使っていないということがあるのか分かりませんが、江田島の事件が非常にグローバルな観点からも、私たちに何か問いかけてくるような気がしております。労働力をこれから先どこに求めるかという問題が非常に大きい問題だろうと思っております。今日も広島ならではの問題も最後に来ているようですので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思っております。

議題 1 の広島地方労働審議会労働災害防止部会及び家内労働部会の委員指名についてですけれども、先ほど事務局より説明がありましたように労働者代表委員の交替がありました。

この審議会には、広島地方労働審議会運営規程第 9 条により、労働災害防止部会と家内労働部会を置くこととされています。

各部会の委員につきましては、地方労働審議会令第 6 条により「会長が指名する」と規定されています。

そこで、この部会の委員につきまして、労働者代表委員、伊丹委員の後任につきまして、労働者代表委員のご意見をお伺いしたいと思います。

○平上委員

伊丹前会長の後任には、石井一清現会長を推薦いたします。

○上田会長

ただ今、平上委員から発言がございましたように、労働災害防止部会委員及び家内労働部会委員に、石井委員を指名いたします。

この点につきましてご意見、ご異議がございましたか。

○各委員

異議なし。

○上田会長

それでは石井委員よろしくお願ひいたします。

次の議題に入ります。

「平成 25 年度広島労働局行政運営方針（案）について」ですが、まず労働基準部から説明をお願いします。

古屋労働基準部長お願ひいたします。

○古屋基準部長

労働基準部長の古屋でございます。

それでは、私から労働基準行政の主要施策につきまして、資料No.1 に基づきましてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

この資料 1 にございますとおり、大きく 5 つに絞って、今年度施策を推進することとしております。

まず開けていただきまして、1 ページでございますが、大きな 1 番目、労働条件の確保・改善対策の推進について、でございます。

左に図 1、図 2 がございますが、図 1 は監督署に寄せられた申告の受理件数、図 2 が労働条件に関する相談件数でございます。このグラフのとおり申告、相談件数ともに、平成 22 年以降減少しておりますけれども、依然として厳しい経済雇用情勢を反映して高水準で推移しております。それから下の図 3 が労働条件に関する主な相談内容でございます。賃金、労働時間の件数がかなり多いのですが、例えば右から 2 番目の賃金不払残業、これも年間 1,000 件を超える相談がございます。こういった状況を踏まえて右側でございますが、(1) 法定労働条件の履行確保の関係ですが、的確な監督指導を行うということと、今ご紹介した、申告、相談について迅速かつ適切に対応をする。それから、非正規労働者など、有期労働契約の関係であります。非常に不安定な状況におかれている皆さんでございますので、最低労働条件の確保はもとよりでございますが、更新の有無、或いは雇止めの予告こういったものが適正に行なわれますように、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準、これの周知徹底を図ることとしております。

(2) 長時間労働の関係でございますけれども、参考資料が 2 ページの図 4 をご覧ください。これは長時間労働と健康障害のリスクを示したイメージ図でございます。月の時間外労働が 45 時間を超え、長くなるほど健康障害のリスクが高くなるということでございます。1 ページに戻っていただきまして、(2) の長時間労働の関係でございますけれども、まず時間外労働を抑制するということで時間外労働協定、36 協定というところでございますが、これを結ぶにあたって、限度基準、これを守っていただくということと、36 協定を適切に提携していただくということで関係法令の周知徹底を図る。

また、具体的に長時間労働が懸念される。こういった情報がございましたら該当事業場に対して、長時間労働の抑制、健康管理について改善指導を行うこととしております。

(3) 賃金不払残業でございますけれども、これを防止するには、労働時間をいかに適

正に把握してもらうかということが重要でございますので、労働時間の適正化基準これの遵守を重点にした指導を行うこととしております。

それから次のページの(4)立替払制度でございますけれども、企業倒産に伴って賃金を受けられない方に対しては、早期救済のために立替払制度の迅速な処理をすることとしております。

2点目が、労働契約の関係でございますけれども、4月1日から全面施行される改正労働契約法、この内容については前回説明しておりますが、これについて引き続き周知をするということと、大型倒産、大量整理解雇こういった情報をきちっと把握して解雇、雇止め、退職勧奨などについて、不適切な対応が行なわれないよう啓発指導を行うこととしております。

3点目、特定分野の関係でございますけれども、そこがございます自動車運転者、技能実習、介護、障害者、こういった特定分野においては、依然として労働条件確保上問題が認められますので、関係機関と連携を図りながら的確な指導をしてみたいと考えております。

4点目、仕事と生活の調和実現に向けた働き方、休み方の見直しですが、左に広島県と全国の所定外労働時間のグラフがございます。全国よりは、広島県の労働時間が長い状況がございますけれども、こういった状況を改善するために、労働時間見直しガイドラインの更なる周知に務めることとし、労働局に配置しております働き方・休み方改善コンサルタントによるきめ細かい指導をしてみたいと考えております。

次に大きな2点目、最低賃金制度の適正な運営でございます。最低賃金で大事なことは、まず知っていただく、いかに周知をするか、周知をしたあとに履行確保のための指導を行うといったことでございます。

1点目の周知広報でございますけれども、プレス発表をはじめ、いろんなツールを利用して周知活動を図っておるところでございます。左側が、平成20年度以降の最低賃金の推移でございまして、昨年10月1日から前年から9円引上げの現在719円でございます。

それで周知を図ったあとに、2番の履行確保ということで、県内一斉に最低賃金の履行確保のための監督を実施しております。左側に最近の違反率の推移がございますけれども、若干広島県の違反率が高いのですが、これは今ご紹介した、上にありますように生活保護の乖離解消を図るためにかなり大幅な最低賃金引上げがございましたので、こういったことも影響して、違反率が高くなっているのではないかと考えております。

それから3点目、中小企業への支援ということで、これについては2つございまして、まず、相談支援事業ということ無料で相談窓口の利用、もう1つは助成金が広島県も対象となります。この助成金は今まで、最低賃金が時間額700円以下の都道府県が対象でしたが、平成25年度予算が成立後に時間額720円以下の都道府県が対象になるということで、広島県は時間額719円ですので、平成25年度から対象となる予定です。

それから4ページ、労働災害防止対策でございます。これについては1の下に、第12次労働災害防止計画、これは後ほど資料でご説明いたしますが、5カ年計画が25年度からスタートいたしますけれども、大きな15%減少という目標がございます。その達成に向けて25年は24年より3%減少させることを目指して、以下重点業種をとらえた指導を行うということでございます。

(1) が三次産業で、左の図 2 にございますけれども、こういった三次産業においては全体の 4 割近く労働災害が占めております。三次産業の中の小売、社会福祉施設、飲食店こういったところを重点にいろんな啓発指導を行っていくということと、(2) の陸上貨物でございますが、これは荷の積み下ろし中に落ちるといった事故でございますので、トラック協会、そして荷主の方に対しても、お願いすることとしております。(3) の建設業、(4) 造船業、これは非常に死亡事故が多発の業種でございます。これについては引き続き建設業は墜落防止、造船業については元方事業者統括管理といったことを中心に指導してまいりたいと思います。

2 の機械災害の関係でございますが、これは、食品加工機械の關係の規則改正が予定されておまして、例えばスライサーとか、ミキサーとかいった食品加工機械でございますけれども、これに関する規則改正が予定されておりますのでこれの周知ということを図っていききたいと思います。

3 のリスクアセスメントの關係でございますけれども、平成 20 年度から推進計画を策定しておりますが、現在は、平成 23 年度を初年度とした第二次 3 カ年計画の推進中でございます。平成 25 年度が最終年になりますが、製造業、建設業を中心に指導をしていきたいと思っております。

それから次の 5 ページが健康確保対策でございます。1 の化学物質の關係ですが、大阪の印刷業で胆管がんが多数発生したという事案がございました。これを契機に化学物質を取り扱っている事業場に対して調査を行ないましたが、その結果も踏まえて化学物質の危険有害性情報を確実に労働者に伝達していただく。こういったことを通じて適切なばく露防止対策の徹底、促進を指導してまいり予定でございます。

次がメンタルヘルス対策でございます。これにつきましても、メンタルヘルス推進計画を平成 23 年度から 3 カ年計画で策定しておりますが、これに基づいて特に 100 人以上の製造業を中心に、心の健康づくり計画、これをいかに作っていただくかということで、モデル例もお示ししておりますのでこれを通じて普及して行きたいと思っております。

3 点目の職業性疾病でございますが、これについては図 3 のじん肺の決定状況がございまして、新規の有所見者は年々減っておりますけれども、まだまだ造船業、建設業を中心に新規有所見者が認められますので、第 8 次の対策に基づいて、アーク溶接作業等におけるいろんな対策の決定を図ってまいります。あと、アスベストの問題、建築物の解体作業において発生いたしますので、こういったことについても関係機関と連携をして、指導を行ってまいりたいと思います。

受動喫煙防止対策は、助成金制度がございまして、その活用を引き続き図っていききたいと思っております。

最後に 6 ページ労災補償対策でございますけれども、これについては如何に迅速適正に処理するかということで、脳、心臓疾患、あるいは精神事案について認定基準に基づいて迅速、適正な処理を最重点として取り組むことにしております。

2 の石綿関係でございますけれども、これについても救済制度がございまして、そういった制度も周知しながら的確に対応していきたくと考えております。

資料 No.1 は以上でございまして、お手元に資料 No.1-2 ということで、関係資料をお配りしておりますので、簡単に説明させていただきます。

資料No.1 が最低賃金でございまして、さっきお話したとおり、現在、時間額 719 円でございます。その下に産業別の最低賃金をご覧の状況で決めております。

資料No.2 が最賃の助成金の関係でございまして。これの裏を見ていただきますと、4 年以内に時間額 800 円以上にするという計画を作って、1 年目に 40 円以上引き上げ、業務改善計画を作ります、業務改善に必要な経費の 2 分の 1、上限 100 万円について助成をするという制度でございまして、平成 24 年度、広島県は対象ではございませんでしたけれども、その後の資料No.3 をめくっていただきますと 720 円と修正しておりますけれども、対象が今まで 700 円以下の都道府県でしたが、720 円に額が引上げられまして、広島も平成 25 年度は対象となります。これについては、先程も申しましたとおり、平成 25 年度予算が成立した後、対外的に広報・周知に努めてまいりたいと考えております。

最後資料No.4 で、先程災害防止のところでも出ました、第 12 次労働災害防止推進計画のポイントでございまして。これは 25 年度からの 5 年計画でございまして、現状のところでございますが、三次産業で災害が増加している、それから建設業、製造業で依然として死亡災害の割合が高い。計画の目標は死亡災害を 15%以上、死傷災害も 15%以上この 5 年間で減らすということでございまして。ポイントはその下に 3 つございまして、①はいろんな重点対象ごとに数値目標を設定するということ、②は災害防止のポイントの三次産業これを最重点に取り組むということ、③は三次産業重点なのですが、やはり死亡災害を見ると、建設業、製造業これについては引き続き取り組むということでございまして。裏面が主な対策の重点化ということで、いろんな重点対象ごとに具体的な数値目標を決めて、また、下の②で関係機関と連携を図りながら進めていくということにしてございまして、25 年度から 5 年計画でスタートするというところでございまして。

私からは以上でございまして。

○上田会長

ありがとうございました。

ただいま、労働基準部から説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

では、次に行きたいと思っております。職業安定部から説明をお願いいたします。

林安定部長お願いいたします。

○林安定部長

職業安定部長の林でございます。よろしくお願ひ申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料No.2 に基づきまして説明をさせていただきます。大きく 9 点ほど重点として 25 年度実施して行きたいと考えております。

1 ページでございまして。はじめに最近の雇用失業情勢ということでご説明させていただきます。

平成 25 年 1 月におけます状況でございましてけれども、持ち直しの動きが弱まっており、依然として厳しい状況にあるという判断を下しております。12 ヶ月連続で同じ総論ということでございまして。

中身を見ますと、有効求人倍率、季節調整値で0.92倍ということで、前月と比べて0.02ポイント上昇しております。グラフを見ていただきますと、5ヶ月連続して0.9倍台という状況になっています。ようやくリーマンショック以前の水準、平成20年2月は0.92倍ということですので、戻ってきつつある状況です。

また、正社員の有効求人倍率ですが、0.64倍ということで、前年同月比で0.01ポイント上昇しているということで、こちらにつきましても、緩やかに上昇している状況でございます。最近円高の方も落ち着いて、円安になってきたということで、一次産業を中心として回復している、最近その中でも製造業、造船とか電機の状況が悪い。非常に厳しい状況であるということになっております。

求人の中身を見てみますと、正社員も伸びておりますけれども、特にパートの伸びが高いという状況になっているところでございます。

こうした雇用失業情勢の中で、平成25年度の施策の中身でございます。2ページをご覧いただければと思います。

まず、大きな1点目でございますけれども、地方公共団体等と連携した重層的なセーフティネットの推進ということでございます。

(1)生活保護受給者等を含めた生活困窮者に対する就労支援でございます。左の図で、24年度までは福祉から就労支援事業ということで、生活保護受給者の就労支援ということで行なっていました。平成25年度以降につきましては生活保護受給者の他に児童扶養手当の受給者、あるいは住宅手当の受給者ということで、範囲を広めて幅広に就労支援をしていくということを全国的に広めていくこととなっております。

◎の1点目で広島市におきましては、昨年度からアクションプランに基づく一体的実施ということで生活保護受給者等の就労支援を行なっております。そこに実績が出ておりますけれども、支援対象者152名目標に対して118人、就職者60人に対して34人という実績になっておるところでございます。昨年の4月から巡回相談で、25年1月から常設窓口を設置して支援対象者に対しての就職促進を図っている、引き続き行なっていくこととしております。

その下の訓練の関係でございます。公共訓練あるいは求職者支援訓練の展開と就職支援ということでございます。

24年度12月に地域職業訓練協議会におきまして、暫定でございますけれども実施計画の策定を行なっております。25年度におきましては予算成立後に全国の計画が策定された後に広島県の計画を策定することといたしているところでございます。引き続き、就職訓練の申請認定状況の把握等あるいは訓練受給希望者の適切な訓練への誘導等その後のきめ細かな就職支援を引き続き行なっていきたいと考えております。

大きな2点目でございます。職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進でございます。(1)から(3)まででございますけれども、それぞれ目標を設定して、職業紹介業務の充実を図ることといたしております。

まず1つ目は就職率でございます。これにつきましてはそれぞれPとなっておりますけれども、33.2%ということで、設定をされる予定となっております。これの達成のために、求職者ニーズの的確な把握と求職者の希望に応じた就職支援を行なっていきたいと考えております。

3 ページ目の方でございますが、雇用保険受給者の再就職の促進ということで、こちらの方は 28.2%という目標設定になる予定でございます。給付部門と紹介部門が計画的、積極的な職業相談を図ってまいりたいと考えております。

3 点目の求人充足対策ということで充足率が 24.7%という設定の予定でございます。これにつきましては求人受の時のアドバイス、或いは求人条件の緩和等を行ないながら求人者サービス、充足支援に努めてまいりたいと考えております。

次に大きな 3 点目若者の雇用対策の推進でございます。これにつきましては左のグラフをご覧くださいまして、最近 1 月末におけます高校の就職内定状況でございます。89.5%ということで、昨年に比べると 0.9 ポイント上回っているという状況でございます。しかしながらまだまだ就職されていない方もいらっしゃいます。引き続き就職支援を進めるといことで、25 年におきましても、ジョブサポーターを増員しまして、学校と連携しまして、求人開拓を行い或いはジョブサポーター担当者による職業相談を実施して参りたいと考えております。

(2) で今年度から新たに若者と中小企業のマッチング強化ということで、若者応援企業事業を実施する予定にしております。若者の採用に積極的な中小中堅企業の方に、求職を PR していただくという事業でございます。これは予算まだが成立しておりませんので、実際今現在からは周知を図っていくところでございますので、予算が成立してからは積極的な対応をして参りたいと考えておるところでございます。

4 点目子育て女性等に対する就職支援でございます。立町にございますマザーズハローワーク広島或いは呉、福山、廿日市にございますマザーズコーナーにおきまして就職支援サービスの充実を引き続き図って参りたいと考えております。

5 点目高年齢者の雇用対策の推進でございます。今年度の 4 月から改正高年齢者雇用安定法が施行されます。今回の改正では、希望者の全員を継続雇用するといういことで、周知に努めてきたところですので。引き続き周知も図っていくといことでございますけれども、それ以外にも、高齢者の方の職場を広げていく必要がございます。左の表をご覧くださいいただきたいと思いますが、55 歳以上の新規求職申込件数の推移といところでございます。団塊の世代の方が 65 歳に到達するといことで、65 歳以上の方の求職者の登録が非常に増えているといことでございます。労働力人口が減少の中で、高齢者の方が如何に戦力として続けていくかといことで、多様な高齢者のニーズに即した就労の場を作っていくといことがここの重要な課題といことで対応策を講じて参りたいと考えております。

6 点目、障害者の雇用対策でございます。本年の 4 月 1 日から法定雇用率が引上げられるといことでございます。左の一番下の表をご覧くださいいただきたいと思ひます。現時点で雇用率 1.78 という状況で、今現在は法定雇用率 1.8 といういことで、まだ達成していない状況でございます。4 月からは 2.0%に引上げられるといこと。新たに規模 50 人以上になるといことと、今達成している企業といっても未達成にかかる企業も出てくるといことでございますので、こうした企業への達成指導に努めてまいりたいと考えております。

5 ページの表をご覧くださいいただきたいと思ひます。障害者の新規申込或いは障害種別の就職件数でございます。精神障害者が全体の 40%を占めている状況でございます。

雇用率を上げていくには、就業意欲の高い精神障害者の方の雇用促進のための支援というのが、非常に重要になるということで、この支援体制の強化を図って参りたいと考えているところでございます。

7 点目地域における良好な雇用機会の創出、人材育成の推進でございます。まず (1) として、広島県が実施する雇用施策等との連携を図っていくということでございます。八丁堀でございます、ひろしましごと館事業との協力或いはマザーズハローワークと広島県の女性の就職支援の一体的実施ということ。それから広島県雇用推進会議を通じた意見交換等を行なっていきたいと考えております。

アクションプランに基づく一体的実施事業の実施状況ということで、表にありますとおりマザーズハローワークと県の就労支援施設の取組み状況が出ております。1 月ということでございますけれども、概ね目標は達成できるものではないかと考えております。

(2) 広島市との広島市雇用対策協定による取組みでございます。昨年 9 月に広島市長から提案のあった雇用対策協定の締結ということでございますが、これにつきましては本年 1 月 31 日で広島市長と厚生労働大臣の方で協定の締結をしたところでございます。

内容としてはそこでございますとおり、広島市全 8 区における生活困窮者を対象とした就労支援窓口を設置するという、生活、福祉施策との連携によって問題を抱えた住民への就労支援を図るというものでございます。

(3) 企業の雇用調整に対する対応でございますけれども、昨年シャープ等大量離職者が発生したということで、昨年 11 月に雇用対策本部を設置しまして、迅速かつ機動的な対応を図ったところでございます。引続きこういった状況が発生した場合は対応を図っていきたいと考えておるところでございます。

8 点目民間等の労働力需給調整事業の適正な運営です。昨年 10 月から改正派遣法が施行されております。職業紹介事業或いは労働者派遣事業の適正な運営のために、職業安定法や派遣法の周知を引続き図って参りたいということ。派遣元事業主や派遣先に対する指導監督、違反するような事業主に対しましては、厳正な指導監督を行ないつつ行政処分或いは勧告等も図って参りたいと考えているところでございます。

最後でございますけれども、9 点目職業能力開発の推進でございます。

公共訓練或いは求職者支援訓練につきまして適正な設定、統合的な実施を図るということで、求職者の方の訓練ニーズを聞きつつ、訓練実施機関或いは情報提供して適切な訓練選定に努めてまいりたいと考えております。

(2) のジョブカードの普及促進ということで、左側の方にジョブカード取得者という数字が出ております。平成 22 年度以降、2 カ年間で 10,700 人の取得者目標ということでございます。現在まで、10,312 人、96%の達成ということで、これは完全に達成できるという状況であります。引続き広島県の推進計画に基づいて、着実な推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。また、企業或いは大学等に対してのジョブカードの活用につきまして、強力に進めていくことにしておるところでございます。

以上でございます。

○上田会長

ありがとうございました。ただいま、職業安定部から説明がありましたが、何かご質問、

ご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、時間の関係で後でも結構ですので、次に雇用均等室及び総務部の説明をお願いします。

橋本雇用均等室長お願いいたします。

○橋本均等室長

雇用均等室長の橋本です、来年度の雇用均等行政につきまして資料No.3に基づきまして説明をしたいと思います。座って説明させていただきます。

1 ページを見ていただきますと、平成 24 年度運営方針の推進状況を取りまとめたものです。本年度は7月1日から中小企業に改正育児・介護休業法が全面適用になるため、集中的に説明会を実施したところです。その結果相談件数は減少し、一定の成果があったと思っております。

なお、2の③の3番目に記載していますが、6月から女性の活躍推進が重要であるということから、女性の活躍推進についての情報開示（見える化）の展開を進めてまいりました。その結果、情報開示の企業が増加をしている状況でございます。

そういう現状を踏まえて、来年度は、女性の活躍促進及び男女機会均等の確保を重点にやっていきたいと考えております。

まず、女性の活躍促進（1）ですが、人口が急速に高齢化する中で、経済の活性化をするためにも女性の活躍促進は重要な課題であるということで、昨年6月から応援サイト、宣言コーナーの登録企業数を増やす努力をしてまいりました。資料No.3-2を開いていただきますと、ポジティブ・アクション情報ポータルサイトというのがあるかと思えます。厚生労働省の情報ポータルサイトなのですが、裏面を開けていただくと、ポジティブ・アクション応援サイト、女性の活躍推進宣言コーナーというのがあります。応援サイトというのはこれまでのポジティブ・アクションの取組み、企業の取組み状況を掲載していただくサイトでございます。これは実名で書かれた、規模別や業種別で、検索することも出来るようになっております。企業の方だけでなく、女子学生等もサイトを見ることができるようになっております。

また、女性の活躍推進宣言コーナーというのは、ポジティブ・アクション、今後どう取り組むか、経営者の方トップの方の方針をこちらに掲載するサイトでございます。それぞれ応援サイトはこれまでのこと、宣言コーナーはこれからこうしたいというトップの思いを掲載するサイトです。このサイトの登録数を増やす努力をやってまいりました。平成27年までに5,000件に登録数をすることが全国の目標で、現在、登録企業数は1,000件ですので、来年度は、これを増やしていく取組みを最重点課題として進めていきたいと考えております。

現在、広島では、応援サイト登録数29社、宣言コーナー12社と書いてありますが、今日現在では、宣言コーナーは14社です。この取組みを進めていきたいと考えております。

このサイトは女子学生も見ると申し上げましたが、後で見ていただいているのですが、チラシも作って女子学生にこのサイトを周知したいと考えております。そういう取組みをすることによって、女性が活躍する社会を目指していきたいと思っております。

続きまして(2)、(3)の男女雇用均等履行確保のため、企業を訪問し積極的に指導をした結果、相談件数等はかなり落ちています。しかし、セクハラ等が5割、妊娠・出産等で解雇になりそうだという相談が1割ありますので、これらの対応を来年度も引続き実施したいというのが1点目の重点課題であります。右側に運営方針のその旨を記載しております。

2点目は、継続就業できる両立支援対策です。育児・介護休業法が昨年7月に全面適用になりましたので、そういう関係で積極的に周知活動、説明会を実施しました。その結果、相談件数はかなり増えています。その相談件数の9割が事業主からの相談で、労働者の相談は減っております。そういう状況でしたので、企業の訪問件数をかなり増やしたり、両立支援助成金等を活用していただいた結果、かなりの成果があったのではないかと評価しております。

しかしながら、育児休業を取ることによって不利益な取扱いをするという相談の割合が昨年より2月現在99件なので若干増えそうな気がしますので、来年度は、育児・介護休業法の履行確保、個別指導と相談に対する適正な指導を重点に取り組んで行きたいと考えています。また、新設される期間労働者の継続雇用、就業ができるように助成金ができますのでそれを周知して、できるだけ女性のM字カーブを男性のようにしていきたいというのが2点目の取り組みでございます。

なお、これに関連し、一般事業主行動計画、子育てサポート企業を重点課題としております。101人以上の企業では、一般事業主行動計画を届け出ることになっております。101人以上は義務なので殆ど出ておりますが、100人未満は任意でございます。しかし、その件数は、増えておりますので、更にこれを増やして行きたいと考えています。また、一般事業主行動計画が一定に達成し、一定の要件を満たせばくるみマーク認定を取得する制度がございます。認定企業数は現在26社です。これを増やす取り組みで、先程の育児介護休業法と併せて次世代育成法を活用しながら、継続就業雇用ができるように更に進めて行きたいと考えています。

3点目は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等の対策です。これは資料3-2の最後の方に、パートタイム労働対策ということで記載しております。来年度は、パートタイム労働法が改正する方向で、現在、労働政策審議会で議論が行なわれたところですが、まだ法案は出来上がっておりませんが、こういう方向で法案が作成され国会に上程される予定になっておりますので、来年度は法改正があれば、早くても秋以降になると思っておりますので、パートタイム労働法の改正された後は速やかに周知徹底をやっていきたいと考えております。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

○上田会長

ありがとうございました。それでは引続き稲原総務部長お願いいたします。

○稲原総務部長

総務部長の稲原でございます。総務部の業務でございますが、お手元の資料No.4に基づいてご説明いたします。座って説明させていただきます。

労働保険適用徴収業務の平成 25 年度の重点施策については労働保険料の適正徴収、それと労働保険の未手続事業一掃対策の推進を 2 大テーマとして重点的に施策を遂行していく所存でございます。

1 つ目の労働保険料適正徴収でございますが、右の図 1、図 2 にございますように労働保険料の徴収決定額につきまして、年度的な変動が見られ、失業情勢等に伴いますリーマン・ショック以降の際に落ち込んでいますが、その後徐々に保険料の改正の部分もございまして、上昇してきております。しかしながら収納率を見ますと、平成 23 年度の広島局の収納率が 96.47%と、全国平均 97.76%より広島労働局における収納率が低い結果になっております。この収納率向上のため、実効ある滞納整理及び効果的な算定基礎調査を実施し、パート等を多く雇用する事業主に対して、重点的に被保険者となるパート労働者が算定基礎調査から抜けないように、算定基礎調査をしっかり行なうことによりて収納率をアップさせ、適正徴収を図っていきたい。また、口座振替制度、電子申請の利用も促進させ、こういった制度の周知をもっと行っていくべきというふうに考えてございます。

2 つ目の労働保険未手続事業一掃対策の推進ですが、平成 12 年度の適用事業場数が 65,000 に対し、平成 23 年度には、62,455 の適用事業場数という数値に徐々に減ってきております。適用事業場数は減ってきておりますが、この間労働者数は増えたり減ったりしております。こういう中で、適正に労働保険が適用されている事業場数を確実に把握し、手続きを行っていない事業場に対して適正に労働保険に加入していただくためにも、関係機関、労働保険事務組合連合会等、こういったところと連携を密にすることによって実施しております。また、行政機関による通報制度も活用して、適用対象事業場であればきちんと労働保険に適用するというように努めてまいり所存です。

2 ページ目以降は企画室で行っている業務でございます。ご承知のとおり当企画室におきまして、個別労働紛争解決制度の積極的な運用でございますが、この第 1 図に書いてございますように、当労働局長による助言・指導の申出及びあっせん申請受理件数でございますが、これも年々減っております。ただし 3 ページの円グラフになっておりますが、助言・指導またあっせん申請の内容につきましては現在両方ともいじめ・嫌がらせというのが一番大きく出ておまして、2 番目に解雇、3 番目に労働条件の引き下げと退職勧奨の問題。割合の大きさというのは助言・指導及びあっせんにつきましても同様でございますが、過去におきましては解雇というようなものが一番多かったものが、いじめ・嫌がらせのような中身の助言・指導なり、あっせんの内容が大きくなってきているというところが問題でございます。つまりはこの内容が複雑であったり、困難な事案だったということになってございます。そのために 3 ページ目の第 1 表の下にございますが、あっせん参加率が前年度比で少し悲しい数字でございますが、昨年と比べまして 62.8%のあっせん参加率だったものが、32.2%と減少しております。つまりは、事案が複雑であったり、困難であったりするために中々あっせんに参加していただけないというところがありまして、こういったところも粘り強く参加していただけるように持って行くというのが最大のテーマであろうかと思っております。

4 ページ目に移らせていただきますが、個別紛争の制度の運用につきましては、こういった機関であるかということを知ることが肝要だと思っております。このためにもワンストップサービスの提供を行なってございます。こういったことを更にきちんと宣伝、

コマーシャルする必要があるかと思っておりますのと、関係機関との連携も非常に重要だと思っております。この為に関係機関におきまして、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会というものを設けておりますが、24年度におきましてはセミナーを開催しまして、パネルディスカッション等もございまして、例を例えながら、こういった解決制度がございましてということを知らせてもらいました。また、利用促進してもらうために他の機関等を通じまして、団体等にもそういったことをアピールしていくことを取り組もうとしております。

5 ページ目ですが、昨年 10 月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されました。いわゆる虐待法というものでございます。この法律の中で使用者による障害者虐待防止等のものにつきましては、当労働局が担うことになっております。そういったことにつきまして、10 月 1 日に施行されたものの中で、件数的なものを申しますと、10 月から施行されて以降 10 社を超える事業所の事案としての通報を受け取り、中身的に最賃違反によるものが多くございました。こういったものにつきましても、明確に通報制度も含めまして、関係機関、県とも連携を取りつつ、もっと浸透させていきたいという思いでございます。

最後のページでございます。労働法制の普及等に関する取組みについてということやって行きたい。これにつきましては、現在職業意識の啓発の部分も含めてですが、これから社会に出て行く若者が、そういった意識とか役割とか意義をきちんと分かってもらうために、労働法制につきまして説明する場面を積極的に我々が用意して実際に講義をしていくという取組みでございます。昨年の 9 月以降に広島県内の国公立、私大も含めて 4 大、短大、高等専門学校、全 37 校に対しまして、周知させてもらいました。半年でございますが計 3 回、大学 2 校の方に赴きまして、労働法制の基礎知識につきましてセミナーを開催したところでございます。こういった取組みを年度中にも、次年度におきましても行ないたいということで、年度内に再度全大学等に対し、依頼をさせていただきながら、次年度におきましては積極的にアピールするために、実際に全署所長も含めまして、管理者が労働法制につきまして説明できるような対応をしていく、このような展開をしていきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○上田会長

ありがとうございました。只今、橋本雇用均等室長、稲原総務部長から説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

もし、無いようでしたら、労働基準行政、職業安定行政に関することも含めて、広島労働局の労働行政運営全般について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○江種委員

行政運営方針（案）全体について、感想も含めてお話をしたいと思うのですが、冒頭にご挨拶されたように、広島らしさにこだわって纏められた点は、率直に評価したいと思うのですが、どなたがこれを読むという想定していらっしゃるのか分からないまま申し上げるのですが、短くされたとはいえまだまだ長いのではないかと。とてもではないが今日のた

めに読みはしましたけれども、全然頭には入りません。できれば半分、欲を言えば3分の1ぐらいでも十分ではないかなと思います。もう少しメリハリをつけて、例えば前年度ここが不十分だったから、こういうところを重点的にやりますというような表現をされる方が、分かりやすいのではないかなと思います。

それから、個別の表現について少しお願いのようなのですが、労災の状況をまとめられた部分、6ページですか、平成24年度死亡災害、目標を達成できていないという表現があるのですが、その原因の分析として6ページの真ん中あたりに、法令遵守に問題が認められるものも散見されるが、多くは法令に規定されていないリスクが要因となっており、自主的な安全衛生活動を促進することが重要である。と書いてあります。確かにそのとおりなのでしょう。そうはいつでも、労働局としてこういう文章をまとめられる時、何となく読む方からすると人事のような感じがするのは、事業所がちゃんとやっていないからみたいなの。そういうふうに読めてしまうので、労働局としてはこんなことを取り組んできたけど、まだこの点が不十分だった。みたいな表現も、短くしろとって何なのですが、加えられるべきかなと思います。

それと、10ページの積極的な広報の実施とあるのですが、これはマスコミ関係者として一言申し上げるのは、局幹部とマスコミ関係者の懇談会を月1回開催するという表現があるのですが、懇談会というのが抽象的な表現でして、我々マスコミ関係者から行政との懇談といいますと、1つは局幹部とのオフレコ懇談のようなものをさしたり、或いは飲食を伴うような懇談を指したりするのは、マスコミとの関係強化を図るという表現は、有難い、こそばいい気もするのですが、全体的にマスコミと関係を密にすればそれで広報の効果が上がるのだ。そういうふうな感覚でまとめられてらっしゃるとすれば、それは少し違うのではないかなという気がいたします。懇談会という表現ではなくて、記者会見なら記者会見で、きっちり迅速、的確にタイムリーに情報提供に努めると、いうふうな表現をされれば十分ですし、諸々情報公開を積極的にしていただければ、というお願いであります。以上です。

○上田会長

ありがとうございます。このことに関してどうでしょうか。

局長お願いいたします。

○局長

私ども行政運営方針につきまして、大変貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

この行政運営方針ですけども、何の為に作っているかといいますと、私は2つ目的があると思っておりまして、まず1つは、今年度の労働行政の実施状況を踏まえておっしゃったとおり、どういう点を改善していくのか、どういったところを重点を置いてやっていくのかということについて、まず労働局内部で、労働局といっても出先機関もたくさんあって、監督署8か所、ハローワーク15か所ございますけれども、そういった出先も含めて労働局内部で意思統一を図るとというのが1つ。もう1つは、労働局として意思統一した方針について対外的に分かりやすく説明をするというのが、もう1つの目的でございます。

そういった観点からすると、ご指摘のように行政運営方針本体の方が、私自身も分量が多いと思っております。今年から少し簡単にしようとしたのですが、まだまだ不十分だと思っております。来年度もっと短くしていこうと思っております。

ただ、対外的に説明する時に、読んでいただくというのが大事なのですが、なかなか読んでいただくのは大変なので、対外的にはもっとこれを簡単にした、パンフレットをつくっておりますので、そういった物も使って、できるだけ分かりやすく対外的に周知をしていきたいと思っております。

それから、表現についてもご指摘をいただきまして、まず6ページの労働災害のところ、ちょっと人事みたいなのということで、決してそういう趣旨ではございませんので、最近の労働災害の傾向として、法令で定められたことをきちんとやっていないという事例が依然として後を絶たないというのがあるのですが、その一方で、そういう違反が特になくても労災事故が起きてしまっているというケースがあるということと、そういったものについてはリスクアセスメントのような手法を通じて、それぞれの職場で危険性というものを、どういったところに危険性があるのか、よく労使で見ていただいて、それぞれに応じた対策を講ずるということが必要なので、そういった思いで書かせていただいたので、もう少し誤解のないよう表現を工夫させていただこうと思っております。

10ページの方でございますけれども、懇談会、これも毎月月末に有効求人倍率の発表の時に、局長室で記者の方々、プレスの方々、テレビの方々においでいただいて、いろんな状況を説明して、私どもいつも記者懇、記者懇とっておりますので、懇談会と書かせてもらいましたが、もし懇談会という言い方に特別なニュアンスがあるなら、もう少し適切な表現に改めていきたいと思っております。以上でございます。

○上田会長

よろしいでしょうか。今の説明で。

その他、よろしいですか。

○寺本委員

私も前の発言にありましたように、特に前半は、労働局として広島県の情勢を踏まえて考えて作られたという印象を持って読ませていただきました。他方で3になるとしようがないのかなと思いつつながら、書いてあるものを読み流しましたけれども、是非1で今回意欲的に取り組まれたとことを来年度以降も続けていただきたいなと思います。

それから、労働局として広島県の情勢をよく正面からとらえて考えるという意味で、前からこれはどういうことかなと思っていたのは、毎月の雇用情勢の資料を送っていただいて、数字は求人が増えているのだけれど、持ち直しの傾向が弱まっているという表現が変わらないと。これは全国的なとらえ方も横にらみしながらのことかなと思うのですが、そこらへんは難しいのですか。

○局長

只今の寺本委員のご質問でございますけれども、まず、最初の方の第1のところはともかくとして、第3のところですが、どうしてもこれは施策の方になりますと、労働

行政、全国均一にやっているのので、全国的な話が出てきてしまうのですが、これでも昨年度に比べると大分落としたつもりなのですが、まだまだそこら辺の取組みが不十分でございますので、先程分量のお話もございましたけれども、そういったことも含めて、もっとポイントが絞れるように、次回からしていきたいと思っております。

それから、有効求人倍率のお話でございまして、求人が増えているのに、持ち直しの傾向が弱まっているという現状の認識に違和感があるということで、おっしゃることはよく分かるのですが、現状認識というのは別に全国とあわせる必要は全くございません。これは広島の状態を踏まえて私どもが決める認識なのですが、現状認識を変えておりませんのは、2つ理由がありまして、まず1つは、求人倍率がずっとこのところ1年近くほぼ横ばいなのです。0.90でこの前0.92に上がりましたが。その前も0.90から0.91ということで、横ばいでやっと最近になって少し上がったのですが、このまま上がり続けるのか単月では判断できませんので、もう少し様子を見たいということと、実質的な意味としても求人が増えておるわけですが、中身が求職者の方のニーズと合っていないで、先程安定部長の方から説明しましたが、求職者の方が正社員として働きたい方が大勢いらっしゃるのですが、一方で求人の方はパートが多い。大体求人全体の4割以上がパートの求人ということで、そこら辺にミスマッチがありますし、それから産業的にも、特に広島県に製造業が多いわけですが、製造業で働いておられた離職者の方というのは、また再就職される時も、製造業で働きたいという方が多いのですが、なかなか製造業も厳しい状況なので、求人全体は増えているけれども、製造業の求人は減っているということで、量的にはよくなっているのですが、質的にはまだまだ厳しいというのが私どもの認識でございます。いずれにしても、現状をよく見まして、また、必要な時に判断させていただきたいと思っております。

○上田会長

よろしいでしょうか。

そのほかありませんでしょうか。

○酒井委員

少し教えていただきたいというか、確認させていただきたいのですが、育児介護休業法が全面に施行されたということで、私の職業上のテリトリーと違いますが、私が関与している、企業様は中小零細のところが多めで、この度全面施行の対象になったところがございます。たまたま私はテリトリー外ではありますが、会議に出させていただいているので、いろんな資料を毎月送っていただいたり、知る機会を得ることができて、その時に気になって企業様をお尋ねした時に、就業規則どうなっていますかと聞くと、60歳になっているところとか、また55歳というところがあったり、昭和の時に作られたところは女子50歳、男子55歳というのがまだそのままぶら下がっているような企業様があるのです。これは徐々に変えていくようにお話をしているのですが、全く知らないという所が結構いらっしゃいます。特に、体力的に内部では対応できないとかいうところの企業様は、御存じない。何かの機会に、労働保険の関係から紙が送ってきたりしても、必要な申告書は見るけれども、それについては見ていないということが現実問題だと思うのです。お伺いし

た時に、社労士さんを紹介したり、またいろんな話をしたりするのですが、そこまでも気がおよばないところがあるので、労働局の方で担当の窓口のところに相談もできると書いてありますが、そこにいくと基本雛形みたいなものをお示しいただいて、簡単にこういうふうに、ここだけ直したら良いよとかいうようなご相談とか、していただける窓口というのは、十分に用意されているのか聞かせていただきたいのですが。

○上田会長

均等室長をお願いします。

○橋本均等室長

均等室の方にご相談いただければ、育児介護休業規程、今まで均等室の方で無料で点検させていただいていたのですが、均等室の窓口には必ず来ていただくのが条件だったのですが、今般基準部の協力を得まして、監督署の方に相談いただければ、そこから均等室の方に相談いただけるような所で、点検を無料でやりますという幟を立てておりますので、どちらに行かれても構いませんので、最終的には均等室にきますので、無料で相談させていただきます。

○上田会長

その他にありませんでしょうか。

○石井委員

質問よろしいですか。

先程雇用情勢について寺本委員の質問に答えられたのですが、雇用失業情勢の1ページ目のグラフが出ているのですが、県全体をまとめるとこういうことなのだろうと思うのですが、地域ニーズに即したものという文章も入っているので、例えば県内で東部、西部、北部という地域別に分けてどういう特徴があるのか、先程言われたことをそれぞれ地域別に直したらどういうふうに見ればいいのかというのが1つ。

それと、労働基準行政の方で、2ページの3なのですが、特定分野における労働条件対策の推進ということで、3行程書いてあるのですが、極めて、依然として労働条件確保上問題が認められるためという、具体的に書いてあるのですが、これはどの分野を指して何をされようとしているのか、こういうふうに書いてある以上何か具体的なものがあるのかと思うのですが、他のところと記載が少し違い、問題があると書いてあるので、どういうことなのかなど。この2つをお聞きしたいのですが。

○局長

具体的な数字は調べておりますが、おっしゃるとおり有効求人倍率ですけれども、県全体では直近は0.92倍でございますけれども、県内それぞれの地域でかなり差がございます。ハローワーク本所が全部で11ございますけれども、その本所ごとに求人倍率を出しております、低いところでは0.5倍前後のところもございますし、高いところは1倍を超えているところもございまして、かなり差がございます。どういうところが低いかとい

いますと、例えば廿日市等は求職型のハローワークといわれているのですが、立地的に産業もあるのですが、それ以上に広島ベッドタウンみたいになっていて、求職者の方が多いのでどうしても求人倍率の分母の求職者の数が多くなって求人倍率が低くなる。それから、呉や県北の方もやはり求人倍率が低くなっておりまして、これらの地域については、雇用の創出が大事だということで、夏にこの審議会でお話しましたけれども、求人前提となる雇用促進の事業を県と協力してやっております。

やはり、地域別に色んな課題があると思っております、例えば昨年の秋にはシャープさんの希望退職がありましたけれども、シャープさんの工場は3工場ございまして、ハローワークで言うと福山、西条、三原が対象になりますので、そういったところを中心に対応するとか、呉では、呉そごうが閉店になりましたので、離職者の再就職のために、求人情報を提供したりしているとか、さらに年度末には福山競馬の廃止といったようなことがございますので、それぞれの地域ごとに色々な課題がございますので、そこは注意して、それぞれのニーズに合った対策をとっていきたいと思っております。

○古屋基準部長

それでは、特定分野の労働条件確保対策のところでございますけれども、ここは運営方針本体も同じような表現で、詳しいことは書いてございませんけれども、例えば自動車運転者ですとか、技能実習生の関係ですと、色んな関係行政機関との通報制度というのがございます。そういった通報制度はかなりございますので、そういった観点。それから、介護労働者については、先般監督指導結果を発表したのですが、かなり違反率が高い。特に新規参入の方がおられまして、異業種から入ってくるということで、基本的な労働関係法令を御存じないというところもありまして、そういった問題がございましたので、特定分野ということで、具体的に挙げさせていただいて、先程の通報制度に基づいた指導ですとか、介護はそういった問題がございますので、引続き県等と連携をしながら的確な対応を行なっていくということで書かせていただきました。

○上田会長

石井委員、よろしいですか。

○石井委員

そういうことなのかなとは思いますが、こういうふうに書いてある、認められるためということでありますので、ある程度量的に、施設がどれくらいあるのかは知りませんが、ある程度把握をされていて、こういう方向でやろうという方針は、ここには書いてないけれども、あるということで良いのですね。

○古屋基準部長

そうですね。特に介護等は今お話したような問題がございますので、介護事業者は県、或いは広島市、福山市の認可ということで、認可した地方自治体が認可を受けた事業場を集めた研修等もございまして、その研修に私どもの職員がお伺いしてお話をさせていただくということで、連携を図りながらやってまいります。

○上田会長

はい。ありがとうございます。
職業安定部長何かありますか。

○林安定部長

先程の求人倍率の関係でございますけれども、現数値ということで発表している季節調整値ではございませんけど、1倍を超えているところが広島、広島東、西条、福山、三原が1倍を超えております。一方で、先程局長が申しました廿日市、可部が、0.5倍ということでございます。あと県北の方が0.87倍という状況になっております。

○石井委員

呉は。

○林安定部長

呉は、1倍になっていないです。

○上田会長

はい、ありがとうございました。
もう1つ大きな議題があるので、他にないようでしたら。

○平上委員

確か新規参入企業に対して工場設備費も含めた新規雇用につながれば出るということで、これは県がしている関係をこの審議会で承認した件があったと思うのですが、各ハローワーク単位で承認して、呉をスタートにいくつか、確かこの審議会で、そのためだけに審議会を開きましたから、その実績について今日場でなくて良いのでいただけたらと思います。

○局長

今のご指摘のお話は、先程申しました呉と県北の方の雇用創造に係る事業で、夏に事業計画をお話したのですが、実施状況はまた改めて、次回の審議会でもきちんと報告させていただきます。

○上田会長

それではよろしく願いいたします。

では、本日、委員の皆様からのご意見につきましては、今後、労働行政の中で参考にし、活用していただきたいと思っております。

次の議題なのですが、議題(3)の広島県最低工賃の改正等について、事務局から説明があります。

○齋藤賃金室長

賃金室長の齋藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

家内労働法という法律がございます、その家内労働法第8条に、都道府県労働局長は、一定の業務に従事する家内労働者の工賃の最低額を労働審議会の意見を聞いて決定できると規定されております。

お手元の資料の平成24年広島県における家内労働の現状をご覧ください。2ページの表1をご覧くださいますと、家内労働者数が出ております。平成24年は、県内で2,739名おられます。昨年より減少しております、長期的にも、減少しているという状況でございます。

次に6ページの中ごろに、表5というのがございます。最低工賃の決定状況という欄でございます。広島県内で、ここに書いてありますように、広島県既製服縫製業から広島県電気機械器具製造業まで、4業種の最低工賃が設定されております。これらの最低工賃につきましては、全国的にも概ね3年以内ごとに見直しを行なっております、広島労働局におきましても、本年度は毛筆・画筆、そして和服裁縫業、この2つにつきまして家内労働に係る実態調査を実施したところでございます。

そして、これをまとめたものとして、次に2業種の改正諮問についてという資料をお配りしております。まず、広島県毛筆・画筆製造業最低工賃の改正諮問についてという資料を開けていただきますと、1ページの第2表でございます。この業種にかかわる家内労働者数は400人で、前回と比べましても減少しておりますし、経年的にも、減少しております。

続きまして、家内労働の分析でございますが、支払工賃の第6表というのがございます。大体、どの程度の工賃を支払ってもらっているかという表でございますが、1ヶ月2万円未満が約3割、6万円未満が7割という状況でございます。

そして第11表をご覧ください。仕事量そして工賃の変化を表したものですが、これによりますと、委託業務量の変化、工賃単価の変化とも、変わらないというのが最も多い回答でございました。

次に、今年、関係団体から意見を聞いております。関係団体の意見としましては、改正の必要性はないけれども、現状のまま置いておいてもらいたいという意向でございました。

これら実態調査結果、関係団体の意見等を総合的に判断した結果の改正諮問の必要性ですが、毛筆・画筆製造業の家内労働につきましては、只今ご説明申し上げた現状でございます、本年度、最低工賃を改正する状況には無いと判断をいたしました。尚、家内労働者又は委託者を代表する者は、家内労働法第11条に基づき工賃の改正等を都道府県労働局長に対し申し出ることが出来る、ともなっておりますけれども、申し出はございません。つきましては、本年度の改正諮問について、見送りを了承いただきたく、ご報告申し上げます。

次に、和服裁縫業最低工賃の改正諮問についてという資料をご覧ください。

1ページの第2表に家内労働者数がありますが、24年度は74名となっております。前回と比べて減少しておりますし、経年的にも減少傾向にございます。その家内労働の分析でございますけれども、支払い工賃の第3表がございます。支払い工賃は1ヶ月4万円未

満が約6割という状況でございます。そして4の第5表ですが、委託業務の変化は減少したが85%になっております。そして第6表の工賃単価の変化ですが、変わらないというのが最も多い回答でございました。

次に、今年は、関係団体から意見を聞いております。関係団体の意見といたしましては、品質を一定に保つためにも最低工賃の設定は必要でありますという意見でございました。

これら実態調査結果、関係団体の意見等を総合的に判断した結果の改正諮問の必要性でございますが、広島県和服縫製業の家内労働につきましては、只今ご説明申し上げた状況であり、本年度最低工賃を改正する状況には無いと判断いたしました。

なお、家内労働者、委託者を代表するものが家内労働法第11条に基づき最低工賃改正等を都道府県労働局長に対し申し出ることが出来るとなっておりますけれども、申し出はございません。つきましては、本年度の改正諮問について見送りを了承いただきたく、ご報告申し上げます。以上でございます。

○上田会長

齋藤賃金室長、ありがとうございました。このことについて、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

○平上委員

最低工賃を定める必要性は確かにあると思うのですが、これだけ対象者が少なくなってきた場合に、労働局の方が基準を定める意味はどうなのでしょう。

一方で最低賃金という枠組みがあるわけですし、それぞれの専門的な仕事だろうとは思いますが、ある程度この仕事は、1時間分の労働に相当するとかですね、パターン化というのも出来るのではないかという気もするのですが、今後ともこういう最低工賃制度というのは、ずっと続けていかれるのですか。それとも業種によって見直しましょう、もう辞めましょうといった判断時期が来るのでしょうか

○齋藤賃金室長

只今のご質問ですが、現在の状態がずっと続くわけではございません。もちろん行政として、どの程度の人数が家内労働者としておれば最低工賃の設定の必要性があるとかいう、判断も当然していきます。基本的には100名程度ということで、考えておきまして、一定のところの数字になりますと、廃止というようなこともこの審議会に図って考えて行かなければいけないと思っております。

ただその場合にも、関係団体の意向とか諸々の要素がございますので、一概に人数だけとかいうことではないということは、ご承知おきいただきたいと思います。

○上田会長

よろしいでしょうか。その他にありますか。

それでは、特にご質問、ご意見もございませんようですので、広島県毛筆・画筆製造業と広島県和服裁縫業の最低工賃についての改正諮問見送りを了承することとしてよろしいでしょうか。

○各委員

はい。異議なし。

○上田会長

それでは、毛筆・画筆製造業と和服裁縫業の最低工賃についての改正諮問見送りを了承いたしました。

次に、議題4その他として、事務局から何かありますか。

○事務局

特にございません。

○上田会長

それでは、特に無いということですので、以上を持って本日の議事を終了したいと思います。

最後に、本日の審議会の議事録の作成についてですが、広島地方労働審議会運営規程第6条により、審議会の議事については、議事録を作成し、署名することとなっております。

議事録の署名につきまして、公益委員代表は私、労働者代表委員として平上委員、使用者代表として中野委員にお願いしたいと思います。

事務局で議事録の案文が作成できましたら、署名委員はよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、平成24年度第3回広島地方労働審議会を終了いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

議事録署名

平成25年10月2日

公益代表委員 上田みゆ  印

平成25年10月17日

労働者代表委員 石井一清  印

平成25年10月28日

使用者代表委員 中野博之  印

